

滋 障 福 第 206 号  
令和5年(2023年)2月10日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

変更届等の行政手続きにおける電子申請受付の試行運用の開始について

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和3年度報酬改定等において、障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用が掲げられた一方で、本県への提出資料は、一部の手続きを除き、書類を郵送いただいているところです。

この度、各事業所の利便性向上および負担軽減を図るために、「オンラインで届出等の手続きが完結できる」ことを目指し、しがネット受付サービスを利用した電子申請受付の運用を試行的に開始いたします。

については、別紙にて対象事業所、手続き等を確認いただき、ご活用をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係 西川  
[TEL:077-528-3544](tel:077-528-3544)  
e-mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp

## 1. 対象事業所について

---

滋賀県障害福祉課が指定している以下の事業所

- ・ 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設（施設入所支援）
- ・ 地域移行支援、地域定着支援
- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※各健康福祉事務所（保健所）指定の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業は、現在対象外です。

## 2. 対象手続きについて

---

- ・ 変更届
- ・ 変更届、指定変更申請に係る事前審査 … 事業所移転、住居追加、従たる事業所の設置、定員増加（生活介護、就労継続支援A型・B型、施設入所支援に限る）
- ・ 体制届（介護給付費等算定/障害児（通所・入所）給付費に係る体制等に関する届出書）

## 3. 申請方法について

---

滋賀県ホームページから、対象の手続きをクリックし、「Grafferスマート申請」のページにお進みください。

「電子申請（オンライン申請）について」（以下、滋賀県ホームページ掲載箇所）  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai-fukushi/329283.html>

## 4. 注意事項について（必ず確認ください。）

---

- ・ 対象手続きであっても、引き続き、郵送による提出も可能です
- ・ 県担当者が指示した場合を除き、メールによる届出等の受付は行いません。
- ・ 地方公共団体のLGWAN環境からは当該電子申請が利用できませんので、外部インターネット端末の利用をお願いします。
- ・ ログイン方法やアカウント作成方法等がわからない場合は、以下「Grafferよくある質問」のページを確認ください。  
<https://graffer.jp/faq/smart-apply>
- ・ 推奨環境以外のブラウザ / OS、バージョンが古いブラウザ / OSでアクセスした際、Graffer スマート申請を利用できない場合があります。